

広島県告示第七百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市安佐北区可部町綾ヶ谷、同区可部町城、同区可部町勝木、同区可部町可部東五丁目、同区可部東六丁目地内		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
可部東五丁目（四七〇三、五七六三）	急傾斜地の崩壊	可部東五丁目（四七〇三、五七六三）
可部東六丁目（五七六三―四）	急傾斜地の崩壊	可部東六丁目（五七六三―四）
可部東六丁目（五七六三―五）	急傾斜地の崩壊	可部東六丁目（五七六三―五）
根谷川支川（一一五四）	土石流	次
根谷川支川（一一五五c）	土石流	
根谷川支川（一一五五隣）	土石流	
大毛寺川支川（三六）	土石流	
中河内川（四二）	土石流	
太田川支川（四三）	土石流	次
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
可部東五丁目（四七〇三、五七六三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規
可部東六丁目（五七六三―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規
可部東六丁目（五七六三―五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規
根谷川支川（一一五四）	土石流	区域の表示及び法規
根谷川支川（一一五五c）	土石流	区域の表示及び法規
根谷川支川（一一五五隣）	土石流	区域の表示及び法規
大毛寺川支川（三六）	土石流	区域の表示及び法規
中河内川（四二）	土石流	区域の表示及び法規
太田川支川（四三）	土石流	区域の表示及び法規

南原川支川 (一〇九七)	土石流	次の図のとおり	南原川支川 (一〇九七)	土石流	次の図のとおり
南原川支川 (二〇九九)	土石流	次の図のとおり	南原川支川 (二〇九九)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川 (一一五二)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 (一一五二)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川 (一一五三)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 (一一五三)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川 (一一五五)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 (一一五五)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (五二九四)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (五二九四)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (五二九五)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (五二九五)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (五二九六)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (五二九六)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (五二九六隣一)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (五二九六隣一)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (五二九六隣二)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (五二九六隣二)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (五二九六隣三)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (五二九六隣三)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川 (五三三三)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 (五三三三)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川 (六二二七)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川 (六二二七)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (六三一一)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (六三一一)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (六三一一隣)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (六三一一隣)	土石流	次の図のとおり
小南原川支川 (一一〇一)	土石流	次の図のとおり	小南原川支川 (一一〇一)	土石流	次の図のとおり

太田川支川 (五二四七)	土石流	次の図のとおり	太田川支川 (五二四七)	土石流	次の図のとおり
-----------------	-----	---------	-----------------	-----	---------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。